

各種警報発表時及び自然災害発生時における児童生徒の登校・下校について

	警報、事象	保護者の対応	学校の対応	
			授業の扱い	出欠席
登校前	「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」を伴わない「大雪警報」「大雨警報」等の警報が発表中の場合	保護者が安全と判断した場合に登校させる。	原則として通常どおり。	保護者の判断で登校を見合わせても欠席・遅刻にはならない。
	神奈川県内のいずれかの市町村等に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」のいずれかで午前6時の時点で発表継続中の場合(※1)	登校させない。	当日が臨時休業	欠席にはならない。
	午前6時の時点で市内の全駅を含む区間で市内鉄道会社全社が計画運休を実施している場合(※1、2)	登校させない。	当日が臨時休業	欠席にはならない。
	川崎市内のいずれかの地域に震度5強以上の地震が発生した場合	登校させない。	当日と翌日が臨時休業	欠席にはならない。
	緊急避難場所が開設された場合	学校からの連絡により対応する。	臨時休業とするかどうかは学校が判断して連絡する。	臨時休業となった場合は欠席にはならない。
	午前6時の時点で降灰予報が発表継続中の場合(※1、3)	登校させない。	当日が臨時休業	欠席にはならない。
登校後	「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」を伴わない「大雪警報」「大雨警報」等の警報	学校から連絡があれば、その内容に応じて、対応する。 保護者の判断で引取を行うこともできる。	原則として通常どおり。	早退にはならない。
	神奈川県内のいずれかの市町村等に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」のいずれかで発表された場合	学校からの連絡により対応する。	・授業の繰り上げ措置 ・下校方法を連絡	早退にはならない。
	川崎市内のいずれかの地域に震度5強以上の地震が発生した場合	・小学校、特別支援学校 児童生徒の引取 ・中学校、高等学校 学校と予め決めた方法で対応	・授業の繰り上げ措置 ・翌日が臨時休業	早退にはならない。
	緊急避難場所が開設された場合	学校からの連絡により対応する。	臨時休業とするかどうかは学校が判断して連絡する。	臨時休業となった場合は欠席にはならない。
	降灰予報が発表された場合(※3)	学校からの連絡により対応する。	・授業の繰り上げ措置 ・下校方法を連絡	早退にはならない。

【留意事項】

- ・保護者は、「ミマモルメ」等による学校からの連絡を確認し、お子様を引き取りに来てください。保護者がお見えになるまで、お子様は学校でお預かりいたします。
- ・保護者の代理の方が引き取る場合は、必ず保護者が学校へ連絡してください。連絡がない場合には、引き渡しができない場合もあります。
- ・上記以外の理由で教育活動の安全確保を図るために、臨時休業とする場合があります。
- ・小学校に設置されている「わくわくプラザ」につきましては、当該小学校が臨時休業した場合は、原則臨時休室となります。

※1 高等学校定時制課程昼間部においては午後11時、夜間部においては午後2時の時点とします。

※2 高等学校においては市内の鉄道事業者に限らず、通学に支障が生じる場合、各校の状況に応じて対応します。

※3 火山噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に気象庁から降灰予報が発表されます。(気象庁HP参照https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/qvaf/qvaf_guide.html)